

庄内地区中高一貫教育校設置に係る懇談会設置要綱

(目的)

第1条 山形県教育委員会教育長より本市に対し庄内地区への中高一貫教育校の設置に係る意向調査があったことから、当該調査への回答にあたり、有識者等の意見を聴取するため、庄内地区中高一貫教育校設置に係る懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業界関係者
- (3) 未就学児、小学生又は中学生の保護者
- (4) 学校教育関係者
- (5) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年12月31日までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会の会議には、会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、企画部企画調整課に置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成30年12月31日をもって、その効力を失う。